

(様式2)

地方公営企業法施行令（昭和27年9月3日政令第403号）第21条の14第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月17日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄一

- 1 契約の概要
伊勢佐木長者町駅梁部補修工事
- 2 履行（納品）場所
中区長者町5丁目48番地
- 3 契約日
令和6年9月2日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年9月2日から令和6年12月27日まで
- 5 契約金額
¥25,245,000.-（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥2,295,000.-）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
株式会社 奥村組
支店長 福田 雄一
神奈川県横浜市中区日本大通60番地
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
伊勢佐木長者町駅地下3階階段天井の梁部にてコンクリートが剥落し、詳細調査を実施したところ、当該場所で漏水及び新たにコンクリートの浮きも発見され、更なる剥落発生により、駅利用者の安全確保に影響が及ぶ可能性があるため、緊急に補修を行う必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

本工事の実施にあたっては、地下鉄構内での補修工事の実績があること、不測の事態に緊急対応可能であることが施工業者の選定条件になります。

株式会社奥村組は、当該箇所を熟知しているうえ地下鉄構内の構築補修工事の実績があり、総合建設業者で構成される業界団体の一般社団法人日本建設業連合会に所属し、さらに当局と災害協力事業者の登録をしていることから、上記の条件を満たす契約相手と判断されるため、当該業者と契約を締結しました。

9 所管課

交通局工務部施設課